

本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。
本法は情報システム“PARAGRAPH”(https://online.zakon.kz/document/?doc_id-36402496#pos-3;-106)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法 経済特区およびインダストリアル・ゾーンについて

本法の施行措置については2019年5月4日付カザフスタン共和国首相命令第75-rを参照。

第1章 基本条項

- 第1条 本法で使用される基本概念
- 第2条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフスタン共和国の法律
- 第3条 本法の効力の範囲
- 第4条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの国家規制の原則
- 第5条 利益均衡の原則
- 第6条 公正の原則
- 第7条 透明性の原則
- 第8条 生産促進の原則
- 第9条 経済特区およびインダストリアル・ゾーン設置の目的

第2章 政府、中央国家・地方執行機関の権限

- 第10条 カザフスタン共和国政府の権限
- 第11条 管轄機関の権限
- 第12条 国家計画に係わる中央管轄機関の権限
- 第13条 国庫への税金およびその他の課徴金の徴収を統括する管轄国家機関の権限
- 第14条 州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関の権限

第3章 経済特区の設置、稼働および廃止

- 第15条 経済特区の設置手順
- 第16条 経済特区の境界線および（または）面積の変更手順
- 第17条 経済特区稼働条件
- 第18条 経済特区入居者としての事業実施申請の審査手続き
- 第19条 経済特区ごとの優先業種リストへの業種登録手順
- 第20条 経済特区入居者の地位剥奪手順
- 第21条 経済特区内で補助的業種に従事しようとする者に対する要求
- 第22条 補助的業種従事許可の根拠と手順
- 第23条 経済特区内での公共サービスの提供
- 第24条 経済特区の廃止
- 第25条 経済特区入居権の譲渡

第4章 インダストリアル・ゾーンの設置および稼働

- 第26条 インダストリアル・ゾーンの種類
- 第27条 インダストリアル・ゾーンに関する総則
- 第28条 共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置手順
- 第29条 地域レベルインダストリアル・ゾーンの設置手順
- 第30条 民営インダストリアル・ゾーンの設置手順
- 第31条 インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更手順
- 第32条 インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案却下の根拠
- 第33条 インダストリアル・ゾーンの稼働条件
- 第34条 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン入居者としての事業の実施
- 第35条 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの廃止

第5章 統一調整センター

- 第36条 統一調整センター
- 第37条 統一調整センターの権限

第6章 経済特区の管理

- 第38条 経済特区管理会社の設立
- 第39条 経済特区管理会社の機能
- 第40条 経済特区管理会社の運営責任者の選任
- 第41条 経済特区入居者の権利および義務
- 第42条 経済特区内での事業実施契約条件の履行状況のモニタリング
- 第43条 経済特区管理会社の活動資金の調達

第7章 インダストリアル・ゾーンの管理

- 第44条 インダストリアル・ゾーン管理会社の設立
- 第45条 インダストリアル・ゾーン管理会社の機能
- 第46条 インダストリアル・ゾーン入居者の権利および義務
- 第47条 インダストリアル・ゾーン内での事業実施契約条件の履行状況のモニタリング
- 第48条 インダストリアル・ゾーン管理会社の活動資金の調達
- 第49条 インダストリアル・ゾーン管理会社の清算

第8章 経済特区の特別法制ならびに経済特区およびインダストリアル・ゾーンの稼働条件

- 第50条 経済特区の特別法制
- 第51条 経済特区入居者および管理会社、インダストリアル・ゾーン管理会社への課税
- 第52条 経済特区における関税規制
- 第53条 自由関税区域の関税手続きが適用される商品
- 第54条 経済特区またはインダストリアル・ゾーンでの就労のための外国人労働者の招致
- 第55条 経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者の法的保護の保証
- 第56条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンにおける官民パートナーシップ

第9章 最終規定および移行期規定

- 第57条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフスタン共和国法の違反に対する責任
- 第58条 移行期規定
- 第59条 本法の施行手順

本法はカザフスタン共和国領内の経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置、稼働、廃止に際して生じる社会的諸関係の調整を律するものである。

第1章 基本条項

第1条 本法で適用される主要概念

本法では以下の主要概念が使用される。

- 1) 特別委員会—経済特区の管理会社および入居候補者が優先業種リストに該当しない、または経済特区の設置目的に適合しない業種を当該リストに加えるよう申請した場合、当該案件を審議する常設委員会
- 2) 経済特区—優先業種を実施するために経済特区の特別法制が敷かれ、明確な境界線で区切られたカザフスタン共和国領の一部
- 3) 経済特区管理会社—経済特区が機能することを保証するために本法およびカザフスタン共和国法「イノベーションクラスター『イノベーションテクノパーク』について」にしたがって設立または選定される法人
- 4) 経済特区入居者—経済特区内で優先業種に従事し、経済特区入居者統一原簿に登載された法人。
この際、「イノベーションテクノパーク」経済特区の入居者は当該経済特区外で優先業種に従事することが容認される。

境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区で優先業種を行う個人事業主は当該経済特区の入居者として行動することができる。

- 5) 優先業種—経済特区の特別法制が適用される業種として管轄機関により選定される業種
- 6) 「ワン・ウィンドウ」原則—経済特区およびインダストリアル・ゾーンで国家およびその他のサービスを提供する形態であって、書類の収集・準備作業への申請人の関与を最小限にし、国家およびその他のサービスを提供する主体と申請人との直接的な接触を制限するもの

7) 統一技術プロセス－1つの優先業種の枠内での生産工程で行われる、技術的に相互に関連し、一貫した行動（作業）の総体。統一技術プロセスの枠内での諸業種の総体は優先業種の不可分の一部であり、それと一体を成すものである。

8) プロジェクト－経済特区入居候補者、申請人または入居者が優先業種に携わり、また、インダストリアル・ゾーン入居候補者、申請人または入居者が企業活動を行うための、生産性が高く競争力ある最新の生産およびサービスの実現をめざす諸施策の総体

9) インダストリアル・ゾーン－工業、農工コンプレクス、観光業、運輸ロジスティクス、廃棄物管理などの分野を含めた企業活動施設の配備と操業のために、カザフスタン共和国の法律に定める手順により民間企業活動主体に提供される、ユーティリティ・通信システムが整備された区域

10) インダストリアル・ゾーン管理会社－インダストリアル・ゾーンが機能するために本法にしたがって設立または選定される法人

11) インダストリアル・ゾーン入居者－カザフスタン共和国の法律に定める手順によりインダストリアル・ゾーン内で企業活動施設の配備および操業を行い、インダストリアル・ゾーン管理会社との間で事業実施契約を締結する個人事業主および法人

12) インフラ施設－経済特区またはインダストリアル・ゾーンの、熱エネルギーおよび電力の生産および（または）伝送、給水、ガス供給、排水、運輸、通信サービスのための施設およびその他の諸施設の構成に含まれる施設

13) 補助的業種－経済特区入居者の事業を補佐するために必要な業種であって、経済特区入居者ではない者が特区内で行う業種

14) 補助的事业従事者－経済特区入居者ではない個人事業主または法人であって、本法にしたがって補助的業種に携わる者

15) 事業実施契約－経済特区またはインダストリアル・ゾーンの入居者と経済特区またはインダストリアル・ゾーンの管理会社との間で締結される契約であって、経済特区またはインダストリアル・ゾーン内および（または）その法制下での事業実施条件、双方の権利、義務および責任について定めた契約

16) 地域調整評議会－州、共和国レベル特別市、首都の首長（アキム）または副首長が率いて、本法に基づく機能またはカザフスタン法に定めるその他の機能を遂行する諮問機関

17) 申請人－経済特区管理会社に対して優先業種または補助的業種の実施に関する申請書を、またはインダストリアル・ゾーン管理会社に対してインダストリアル・ゾーン入居者として企業活動の実施に関する申請書を提出する者

18) 専門評議会－常設の省庁横断型諮問機関であって、本法に基づいて、経済特区の設立、稼働期間の延長、廃止の妥当性、および共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置、稼働期間の延長、廃止の妥当性に係る諸問題について審議する機関

19) 管轄機関－経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置、稼働、廃止について国家規制を行う中央執行機関。

第2条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフスタン共和国の法律

1. 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフスタン共和国の法律はカザフスタン共和国憲法に基づき、本法およびその他のカザフスタン共和国の法規文書で構成される。

2. カザフスタン共和国が批准した国際条約によって本法に定めるものとは異なる規則が制定された場合、国際条約に定める規則が採用される。

第3条 本法の効力の範囲

本法の効力は国家および地方執行機関、およびカザフスタン共和国領内における経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置、稼働、廃止に際して生じる社会的諸関係の主体である自然人および法人に及ぶものとする。

第4条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの国家規制の原則

1. カザフスタン共和国における経済特区およびインダストリアル・ゾーンの国家規制は利益の均衡、公正、透明性および生産の促進の原則に依拠する。

2. 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフスタン共和国の法律は本法に定める諸原則と矛盾してはならない。

第5条 利益均衡の原則

本法では、カザフスタン共和国領内における経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置、稼働、廃止に際して生じる社会的諸関係のすべての主体の利益の均衡が定められる。

本法において、利益の均衡とは当事者双方の権利および義務が同等であり、双方が自らの法律上の利益を実現するための同等の可能性を有しているような権利関係の状態と解すものとする。

第6条 公正の原則

経済特区およびインダストリアル・ゾーンの入居候補者には、事業実施の際に諸要求を遵守することを条件に、そうした特区内での事業への平等な参入機会が与えられる。

第7条 透明性の原則

透明性の原則とは、経済特区およびインダストリアル・ゾーンを設置し、経済特区およびインダストリアル・ゾーンの入居者が事業を行い、新しい入居者が特区内で事業を実施することを許可するための手順が透明で、オープンで、公開されていることである。

第8条 生産促進の原則

生産促進の原則とは、カザフスタン共和国が批准した国際条約に抵触しない程度において、国内の商品生産者および国内の役務およびサービスの供給者を支援することである。

第9条 経済特区およびインダストリアル・ゾーン設置の目的

1. 経済特区は、最新式で生産性の高い競争力のある生産の加速的な発展、質的に新たなレベルのサービス提供の構築、投資の誘致、経済分野および地域への新しい技術の導入、住民の雇用の促進を目的に設置される。

2. 境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区の設置は、国境貿易および隣接した国境地域の経済の発展、カザフスタン共和国の国境地域の輸送インフラ、観光および文化的な相互作用の発展をその目的とする。

3. インダストリアル・ゾーンは地域における企業活動の発展をインフラ面で支援するために設置される。

第2章 政府、中央国家・地方執行機関の権限

第10条 カザフスタン共和国政府の権限

カザフスタン共和国政府の権限は以下の通りである。

- 1) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置および稼働における国家政策の主要方針の策定
- 2) 以下の決定の採択
 - 特区の目的の策定、特区に関する規程および目標指標の承認を含む経済特区の設置に関する決定
 - 延長の条件設定を含む、経済特区の稼働期間の延長に関する決定
 - 経済特区の廃止に関する決定
 - 経済特区および共和国レベルインダストリアル・ゾーンの管理会社の設立または選定に関する決定

- 3) 統一調整センターの選定
- 4) 地域調整評議会の標準的な機能の策定
- 5) 経済特区入居者が実施する、国際規格、地域規格および外国規格の適用対象となるプロジェクトを選定する方法の策定
- 6) 憲法、本法、その他のカザフスタン共和国の法およびカザフスタン共和国大統領令によって政府に課されたその他の機能の履行。

第11条 管轄機関の権限

管轄機関は以下の権限を有する。

- 1) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置および稼働に係る国家政策の実現
- 2) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置、稼働および廃止に係る国家機関ならびに経済特区およびインダストリアル・ゾーンの管理会社の活動の産業分野間の調整の実施
- 3) 国家計画に係る中央管轄機関ならびに国庫への税金およびその他の課徴金の徴収を統括する管轄国家機関との合意による経済特区ごとの優先業種リストの作成および承認
- 4) 共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置、稼働期間の延長または廃止に関する決定への合意
- 5) 以下の標準的な契約および書式の作成および承認
 - －経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される国有地の一時的な有償の土地使用（賃貸借）に関する標準契約
 - －経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される国有地の二次的な土地使用（転貸借）に関する標準契約
 - －経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される私有地の一時的な土地使用（賃貸借）に関する標準契約
 - －経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される私有地の一時的な二次的土地使用（転貸借）に関する標準契約
 - －事業実施に関する標準契約
 - －経済特区、共和国レベルおよび地域レベルインダストリアル・ゾーンの管理会社の機能の然るべき履行に関する標準契約
 - －経済特区またはインダストリアル・ゾーンの入居者として登録されるための申請書およびアンケートの書式
 - －経済特区またはインダストリアル・ゾーンの入居者による事業実施に関する契約に定める義務の不履行に関する調書の書式
- 6) 共和国レベルおよび地域レベルインダストリアル・ゾーンに関する標準規程の策定および承認
- 7) 経済特区またはインダストリアル・ゾーンの設置構想に対する要求の承認
- 8) 特別委員会の設置および委員会に関する規程の承認
- 9) 専門評議会の設置および評議会に関する規程の承認
- 10) カザフスタン共和国政府に対して経済特区の設置、稼働期間の延長または廃止に関する提案を行うこと
- 11) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの管理会社による報告書の提出規則の策定および承認
- 12) 経済特区入居者としての登録を証明する証明書の発行規則の策定および承認
- 13) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動の効率の評価方法に基づく経済特区の活動の効率の評価
- 14) 経済特区入居者統一原簿管理規則の策定および承認
- 15) カザフスタン共和国大統領府およびカザフスタン共和国政府に対して経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動実績に関する分析情報を毎年提出すること
- 16) インダストリアル・ゾーン統一原簿管理規則の策定および承認

- 17) プロジェクト選定規則および基準の策定および承認
- 18) 経済特区および国営インダストリアル・ゾーンの管理会社を経営する者の競争選抜実施規則および当該人物に対する資格要件の策定および承認
- 19) 国家計画に係る中央管轄機関との合意による経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動の効率評価方法の策定および承認
- 20) 小規模インダストリアル・ゾーンの設置および稼働規則の策定および承認
- 21) 補助的事業実施への参入認可のための書類リストの策定および承認
- 22) 非国営法人が設立に参加する経済特区管理会社との間で、経済特区の管理会社の機能の適切な履行に係る契約を締結すること
- 23) 非国営法人が設立に参加する経済特区またはインダストリアル・ゾーンの管理会社との間で、共和国レベルインダストリアル・ゾーンの管理会社の機能の適切な履行に係る契約を締結すること
- 24) 経済特区またはインダストリアル・ゾーンの管理会社による経済特区またはインダストリアル・ゾーン入居者間の土地区画配分に関する規則の策定および承認
- 25) 本法、その他のカザフスタン共和国の法、カザフスタン共和国大統領令およびカザフスタン共和国政令に定めるその他の権能の行使。

第12条 国家計画に係る中央管轄機関の権限

国家計画に係る中央管轄機関は以下の権限を有する。

- 1) 自らの権限の範囲内での経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置および稼働に係る国家政策の実施
- 2) 自らの権限の範囲内での経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動を規定するカザフスタン共和国の基準法令案の策定および合意作業への参加
- 3) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動の効率の評価方法への合意
- 4) 経済特区の特別法制が適用される優先業種リストへの合意
- 5) 特別委員会の作業への参加
- 6) 本法、その他のカザフスタン共和国の法、カザフスタン共和国大統領令およびカザフスタン共和国政令に定めるその他の権能の行使。

第13条 国庫への税金およびその他の課徴金の徴収を統括する管轄国家機関の権限

国庫への税金およびその他の課徴金の徴収を統括する管轄国家機関は以下の権限を有する。

- 1) 自らの権限の範囲内での経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置および稼働に係る国家政策の実施
- 2) 自らの権限の範囲内での経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動を規定するカザフスタン共和国の基準法令案の策定および合意作業への参加
- 3) 経済特区の特別法制が適用される優先業種リストへの合意
- 4) 特別委員会の作業への参加
- 5) 本法、その他のカザフスタン共和国の法、カザフスタン共和国大統領令およびカザフスタン共和国政令に定めるその他の権能の行使。

第14条 州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関の権限

州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関は以下の権限を有する。

- 1) 自らの権限の範囲内での経済特区およびインダストリアル・ゾーンの稼働に係る国家政策の実施
- 2) 管轄機関との合意による共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置、稼働期間の延長または廃止に関する決定の採択
- 3) 地域レベルインダストリアル・ゾーンおよび小規模インダストリアル・ゾーンの設置、稼働期間の延

長または廃止に関する決定の採択

- 4) 民間インダストリアル・ゾーンの設置構想への合意
- 5) 企業主体の総数の50%以上の代表が参加する地域調整評議会の設置
- 6) 共和国または地域レベルインダストリアル・ゾーンの標準規程に基づく共和国または地域レベルインダストリアル・ゾーンに関する規程の承認
- 7) インダストリアル・ゾーン設置構想を含むインダストリアル・ゾーン設置プロジェクトの審査、および設置されるインダストリアル・ゾーンのためのインフラ建設に際しての設計見積書の総合的な管轄外審査の実施の保障
- 8) インダストリアル・ゾーン発展計画プロジェクトの立案
- 9) インダストリアル・ゾーン管理会社の選定
- 10) カザフスタン共和国土地法典に定める手順による経済特区およびインダストリアル・ゾーン設置のための土地区画の提供、および国有地の一時的な有償の土地使用（賃貸借）に関する標準契約に基づく、経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社との間での、経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される国有地の一時的な有償の土地使用（賃貸借）に関する契約の締結
- 11) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンへの入居候補者の募集
- 12) 経済特区またはインダストリアル・ゾーン管理会社との間での、地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の機能の適切な履行に係る契約の締結
- 13) 経済特区またはインダストリアル・ゾーン入居者による事業実施契約条件の履行状況のモニタリングの実施、およびモニタリングデータの分析
- 14) 地方の国家行政のためにカザフスタン共和国の法律によって地方執行機関に負託されたその他の権能を行使すること。

第3章 経済特区の設置、稼働および廃止

第15条 経済特区の設置手順

1. 経済特区を設置しようとする中央または地方執行機関、法人は、経済特区の設置に関する提案を経済特区設置構想とともに管轄機関に提出する。
2. 管轄機関は経済特区の設置に関する提案が提出された日から5営業日以内に経済特区の設置構想が経済特区およびインダストリアル・ゾーンの設置構想に対する要件に適合しているか否かを検討する。構想を検討した結果に応じて管轄機関は3営業日以内に、提出された資料を専門評議会での審査に提出することを申請人に通知するか、または構想が上記の要件に適合しないものとして提出された資料を返却する。
専門評議会は経済特区の設置に関する提案が提出された日から20営業日以内に結論書を作成する。
3. 専門評議会は以下の場合に否定的な結論を下す。
 - 1) 経済特区設置の経済的な妥当性がない。
 - 2) 経済特区設置に関する提案が国家経済政策の優先方針に適合しない。
 - 3) 経済特区設置に関する提案が環境保護の諸要求に適合しない。
 - 4) 人間の生命および健康、自然保護区を保護する必要があり、歴史文化遺産が失われたり損傷したりする恐れがあり、国家安全保障への脅威が存在する。
4. 専門評議会が肯定的な結論を下した後、管轄機関は専門評議会の結論を添付して経済特区の設置に関するカザフスタン共和国政府決定草案を作成し、カザフスタン共和国政府の審議に付する。
専門評議会が否定的な結論を下した場合、管轄機関は、
 - 1) 専門評議会の結論が下されてから5営業日以内に理由を添えて経済特区設置提案を返却する。
 - 2) 専門評議会の結論を添付して経済特区の設置に関するカザフスタン共和国政府決定草案をカザフスタン共和国政府の審議に付する。

第16条 経済特区の境界線および（または）面積の変更手順

1. 経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案は、経済特区の境界線および（または）面積の変更を望む中央または地方執行機関、法人が、経済特区の境界線および（または）面積の変更の根拠（財務・経済計算書）を添付して管轄機関に提出する。

提案はいくつかの法人が共同で提出することもできる。

2. 経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案の妥当性については管轄機関が当該提案の提出後15営業日以内に審議する。

管轄機関は、以下の場合、経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案を却下する。

- 1) 経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案が国家経済政策の優先方針に適合しない。
- 2) 経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案が環境保護面での諸要求に適合しない。
- 3) 人間の生命および健康、自然保護区を保護する必要があり、歴史文化遺産が失われたり損傷したりする恐れがあり、国家安全保障への脅威が存在する。
- 4) 経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案に根拠がない。
- 5) 経済特区の特別法制が適用される区域から除外されることになる土地区画内に、当該経済特区入居者が域内で事業を行うために使用するインフラ施設または土地区画がある。

経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案が却下されたとしても、そのことが経済特区の境界線および（または）面積の変更に関してその後提案する上で支障になるものではない。

3. 経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する暫定的な決定は州、共和国レベル特別市、首都の然るべき地方執行機関との合意に基づき、管轄機関によって採択される。

4. 本条第3項に記載された決定の採択後20営業日以内に、管轄機関はカザフスタン共和国政府に対して経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する提案を提出する。

経済特区の境界線および（または）面積の変更に関する決定はカザフスタン共和国政府によって下される。

5. 経済特区の面積の減少によって明け渡された土地のカテゴリ分類は、カザフスタン共和国土地法典に定める手順によって行われる。

第17条 経済特区稼働条件

1. 経済特区は、標準化部門管轄機関によって承認された経済活動業種総合分類の特定の部門に相当する優先業種を入居者が行うために、25年を期限として設置される。

カザフスタン共和国政府の決定により、本項第1段に記載された経済特区の稼働期間は延長することができる。

2. 経済特区は国有地にあつて土地使用に供されていない土地区画、または国の必要のためにカザフスタン共和国土地法典にしたがつて土地所有者および土地使用者から強制的に接収された土地区画に設置される。経済特区は民間人および非国営法人の私有地にも設置される。

3. 国有地内に所在し、経済特区が設置されて、優先業種が実施され、インフラ施設が建設され、補助的業種が実施される場所となる土地区画は、経済特区設置有効期間にわたり、カザフスタン共和国土地法典にしたがい、経済特区管理会社に対して一時的な有償の土地使用（賃貸借）に提供される。

管理会社は国有地にある土地区画を、

- 1) 事業実施契約に基づいて優先業種を行う経済特区入居者には無償で提供する。
- 2) 補助的事业従事者には有償で提供する。

補助的事业を行うための経済特区領域の総面積は経済特区領域の総面積の10%を超過してはならない。

この際、経済特区入居者への土地区画の分割は経済特区管理会社が行う。

事業実施契約に基づき、経済特区管理会社はプロジェクトに記載された段階に応じて、経済特区入居者のプロジェクトの実施に向けて想定された土地区画の一部を確保しなければならない。その場合、当該の契約を締結した経済特区入居者の同意を得ることなく、このような形で確保された土地区画が他の者に譲渡され、あるいは別の形で管理会社によって手放されてはならない。ただし、当該入居者がプロジェクトの段階的実

施に係る義務を履行しなかった場合にはその限りではない。

国有地にあつて、一時的な有償の土地使用（賃貸借）に提供された土地区画に国家予算を全面的にまたは一部投入して整備されたインフラ施設は、カザフスタン共和国の法律に基づき、管理会社に賃貸借または信託管理のために、また資本金の補填分として引き渡すことができる。

管理会社は補助的事業者および（または）経済特区入居者に対して、国有地にあつて、一時的な有償の土地使用（賃貸借）に提供された土地区画において国家予算を全面的にまたは一部投入して整備されたインフラ施設を賃貸または転貸することができる。

経済特区またはインダストリアル・ゾーンの管理会社による経済特区またはインダストリアル・ゾーンの入居者間での土地区画の配分に関する規則を参照。

4. 経済特区が設置される土地区画には、国家予算および（または）カザフスタン共和国法で禁止されないその他の財源によりインフラ施設が整備されていなければならない。

国家予算によるインフラ施設の建設または改修への資金供与手順はカザフスタン共和国予算法に規定する。

経済特区入居者または補助的事業者は、提供された土地区画に自己資金で必要なインフラ施設を建設することができる。

5. 私有地内に所在し、経済特区が設置され、優先業種および（または）補助的事業の実施に使用される場所となる土地区画は、経済特区が設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）契約に基づき、一時的な使用（賃貸借）のためにその所有者から管理会社に引き渡される。

管理会社は、経済特区が設置され、優先業種および（または）補助的事業の実施に使用される私有地内の土地区画を、経済特区が設置される私有地内の土地区画の一時的な二次使用（転貸借）契約に基づき、経済特区入居者または補助的事業者に対して一時的な二次使用（転貸借）のために引き渡すことができる。

経済特区が設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）契約および経済特区が設置される私有地内の土地区画の一時的な二次使用（転貸借）契約はそれぞれ、経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）に関する標準契約および経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される私有地内の土地区画の一時的な二次使用（転貸借）に関する標準契約に基づいて、当該経済特区設置の期間を超えない期限で締結される。

土地区画の所有者は本法の要求に基づき、経済特区内で経済特区入居者または補助的事業者として事業を行うことができる。ただし、経済特区が設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）契約は土地区画の所有者とは締結しない。

6. 本条第2、第3および第4項の規定は本法が施行される前に設置された経済特区の入居者の私有地にある土地区画には適用されない。

7. 経済特区内では国家およびその他のサービスの提供にあたり、「ワン・ウィンドウ」原則が適用され、その際には以下が保障される。

- 1) 国家およびその他のサービスの適時かつ質の高い提供
- 2) 提供される国家およびその他のサービスに関する情報支援の提供。

8. 「ワン・ウィンドウ」原則による国家サービスはカザフスタン共和国の法律にしたがい、経済特区内で国営公社「市民のための政府」が提供する。

「ワン・ウィンドウ」原則によるその他のサービスの提供は経済特区管理会社が行ってもよい。

9. 経済特区入居者または補助的事業者が経済特区内で事業を行うために必要な施設を建設し、運用を開始するための期間を明記することは以下の契約の必須条件となる。

1) 事業実施契約

2) 経済特区管理会社と入居者または補助的事業者との間で締結される、経済特区が設置される国有地の土地区画の一時的な有償使用（賃貸借）契約および二次使用（転貸借）契約

3) 土地区画所有者と入居者または補助的事業者との間で締結される、経済特区またはインダストリアル・ゾーンが設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）契約および一時的な二次使用（転貸借）契約。

第18条 経済特区入居者としての事業実施申請の審査手続き

1. 経済特区入居者の活動は事業実施契約に基づいて行われるが、当該契約を締結するには申請人が本条に基づいて経済特区入居者としての活動を行うための申請書を経済特区管理会社に提出する。

2. 以下の者は申請人には該当しない。

1) 地下資源利用者

2) カザフスタン共和国法典「国庫への税収およびその他の課徴金について」（税法典）第462条第6号に定める物品税対象品の製造、組立（一式の供給）を行う組織を除く、物品税対象品を製造する組織

3) 特別税制を適用する団体および個人事業主

4) 2009年1月1日までに投資管轄機関と締結した契約に基づき、投資優遇税制措置を適用する（適用した）組織

5) カザフスタン共和国の投資に関する法律にしたがい、投資優先プロジェクトおよび投資戦略プロジェクトを実施する（実施した）組織

6) 賭博ビジネス業界で事業を行う組織。

ただし、境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区については、外国の自然人および法人は申請人には該当しない。

3. 本条第4項に別段の定めがないかぎり、経済特区入居者としての事業実施申請書には以下の書類を書面および（または）電子媒体で添付する。

1) 管轄機関が承認した書式による申請人のアンケート

2) 法人の国家登記（再登記）証明書

3) 申請人の筆頭責任者の身分を証明する書類の写し

4) 法人の定款の写し

5) 経済特区内での事業実施に関する法人の最高機関の決議書の写し

6) 申請人の筆頭責任者またはその代理人および経理主任（会計士）が署名した最新の決算日付の財務書類の写し

7) 管轄機関が定める要件に適合したプロジェクトのフィージビリティスタディ報告書

ただし、情報通信およびイノベーション技術分野の経済特区入居者としての事業実施申請書を提出する際には、プロジェクトの裏付け文書を添付する

8) 申請人が取引銀行に有する銀行口座の入出金明細の抜粋および信用調査機関からの信用報告書

9) 国庫への税金およびその他の課徴金に係る債務の有無に関する登記地での国庫歳入機関の証明書。

書類提出時点において法人がカザフスタン共和国の居住者ではなく、カザフスタン共和国の納税者として登録されていない場合、納税者として国庫歳入機関に国家登記されていない旨の証明書の写しを提出する。

外国法人は本項第1段落の第2、第4および第5号に記載された認証済文書、商業登記原簿からの認証済抄本、または外国法人が外国の法令による法人であることを証明するその他の認証済文書を、公証により証明されたカザフ語訳およびロシア語訳を添付して提出する。

4. 境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区入居者としての事業実施申請書には、以下の書類を書面および（または）電子媒体で添付する。

1) 個人事業主の場合

－管轄機関が承認した書式による申請人のアンケート

－登記簿で個人事業主として記載されている申請人－自然人の身分を証明する書類の写し

－国庫への税金およびその他の課徴金に係る債務の有無に関する登記地での国庫歳入機関の証明書

2) 法人の場合

－管轄機関が承認した書式による申請人のアンケート

－法人の国家登記（再登記）証明書

－申請人の筆頭責任者の身分を証明する書類の写し

－定款の写し

－経済特区内での事業実施に関する申請人－法人の最高機関の決議書の写し

－申請人－法人の筆頭責任者またはその代理人および経理主任（会計士）が署名した最新の決算日付の財務書類の写し

－国庫への税金およびその他の課徴金に係る債務の有無に関する登記地での国庫歳入機関の証明書。

5. 申請人が経済特区入居者としての事業実施申請書を提出した場合、経済特区管理会社は以下を行わねばならない。

1) 経済特区入居者としての事業実施申請書を申請書提出日に申請登録簿に登載し、統一調整センターのウェブサイトに掲載する。

2) 提出された書類一式が揃っていることを確認する。

6. 経済特区管理会社はプロジェクトの選定規則および基準にしたがい、経済特区入居者としての事業実施申請書を審査する。

7. 統一技術プロセスの枠内の業種も含めて、申請された業種が経済特区設置の目的、優先業種、申請人のプロジェクトの選定基準に適合しない場合、および（または）提出された書類が本条第3項および第4項に定める要求に適合しない場合、経済特区管理会社は申請人に対して事業実施契約の締結を拒否することができる。

経済特区管理会社は経済特区入居者としての事業実施申請書が提出された日から10営業日以内に、事業実施契約の締結を拒否する決定をそうした決定採択の根拠とともに書面にて申請人に伝え、統一調整センターのウェブサイトに掲載する。

8. 統一技術プロセスの枠内の業種も含めて、申請された業種が経済特区設置の目的、優先業種、申請人のプロジェクトの選定基準に適合し、提出された書類が本条第3項および第4項に定める要求に適合する場合、経済特区管理会社は経済特区入居者としての事業実施申請書が提出された日から10営業日以内に、事業実施契約を締結する。

9. 経済特区管理会社は事業実施契約を締結した時点の翌営業日までに統一調整センターおよび国庫歳入機関に事業実施契約書の写しを送付し、事業実施契約の締結に関する情報を統一調整センターのウェブサイトに掲載する。

10. 統一調整センターは事業実施契約書の写しを受領後5営業日以内に、申請人に関する情報を経済特区入居者統一原簿に登載し、同人が経済特区入居者として登記されたことを証明する証明書を発行する。

経済特区入居者統一原簿に情報が登載された日から申請人は経済特区入居者と認定され、統一調整センターはその旨を経済特区管理会社に通知する。経済特区入居者統一原簿に申請人が登載されたとの情報は統一調整センターのウェブサイトに掲載される。

11. 経済特区入居者としての登録を証明する証明書を受領後、経済特区入居者はカザフスタン共和国の税法に定める手順により、経済特区で優先業種を行う際に優遇税制措置を受けることができる。

12. 国庫歳入機関は事業実施契約書の写しを受領後、カザフスタン共和国税法に定める手順により、経済特区入居者の登録を行う。

13. 事業実施契約の効力は以下の場合に停止する。

1) 経済特区が廃止された場合

2) 事業実施契約の期限が満了したか、または期限前に破棄された場合

3) 本法、カザフスタン共和国民法または事業実施契約に定める、その他の場合。

経済特区管理会社は国庫歳入機関に対して、事業実施契約が効力を停止した日から5営業日以内に事業実施契約の効力停止について通知する。

14. 経済特区入居者は事業実施契約の調印日から1暦年以内にプロジェクトのフィージビリティスタディ（裏付け文書）に対応した金額の財務保障があることを確認しなければならない。

経済特区入居者の財務保障は以下のような方法で形成される。

1) 金銭

2) 銀行保証

- 3) 保証
- 4) 資産の担保
- 5) 保険契約。

経済特区入居者は財務保障のいくつかの方法を組み合わせることを含め、任意の方法を選ぶことができる。本項の規定は境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区の入居者には適用されない。

第19条 経済特区ごとの優先業種リストへの業種登載手順

1. 経済特区入居候補者または経済特区管理会社は管轄機関に対して優先業種リストへの業種を登載する申請を行うことができる。

優先業種リストへの業種の登載に関する申請は当該申請が管轄機関に提出された日から5営業日以内に管轄機関から特別委員会での審議に付される。

特別委員会はカザフスタン共和国法および特別委員会に関する規程に定める権限の範囲内において自らの活動を行う。

2. 特別委員会は以下の機関を代表する、議決権を有するメンバーによって構成される。

- 1) 管轄機関（議長）
- 2) 税務管轄機関
- 3) 企業活動管轄機関
- 4) 税金およびその他の課徴金の国庫への徴収確保を統括する管轄国家機関
- 5) 国家計画中央管轄機関
- 6) 予算計画中央管轄機関
- 7) カザフスタン共和国全国企業家会議所。

特別委員会の業務のために、議決権を持たない関係者を招致することができる。

特別委員会の会議は議決権を有するメンバーが全員出席した場合に法的効力があるものとみなされる。

3. 優先業種リストに記載されていない業種を優先業種リストに登載する決定は特別委員会での投票による多数決で採択される。票数が同数であった場合には議長の票で決定される。

4. 特別委員会の肯定的な決定に基づき、

- 1) 管轄機関は優先業種リストに当該業種を追加することを承認する。
- 2) 経済特区管理会社は申請人と事業実施契約を締結する。

第20条 経済特区入居者の地位剥奪手順

1. 経済特区入居者が本法第18条第14項に定める要求を遵守しなかった場合、当該事業者との事業実施契約は本法、カザフスタン共和国民法および事業実施契約に定める手順により破棄される。

2. 経済特区管理会社は、経済特区入居者が事業実施契約に定める重要な条件に違反した場合に事業実施契約の破棄を主導する。経済特区入居者による義務の不履行が発覚した場合、経済特区またはインダストリアル・ゾーン入居者による事業実施契約に定める義務の不履行に関する調書が作成される。

経済特区管理会社は経済特区入居者に対して事業実施契約に定める義務の不履行および60暦日以内に違反を是正する必要性について通知する。

経済特区入居者が当該違反の是正措置を講じなかった場合、経済特区管理会社は10営業日以上前までに経済特区入居者に対して事業実施契約および土地の二次使用（転貸借）契約または土地の一時的二次使用（転貸借）契約の破棄を通知する。

3. 経済特区管理会社は事業実施契約を破棄した日から2営業日以内に、当該経済特区入居者、国庫歳入機関、統一調整センター、州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関にその旨を通知する。

第21条 経済特区内で補助的業種に従事しようとする者に対する要求

1. 補助的業種は経済特区管理会社と経済特区内で補助的業種を実施する事業者との間で締結される事業実施契約に基づいて実施される。

2. 経済特区内で補助的業種に従事しようとする事業者は以下の要求に適合しなければならない。

1) カザフスタンの商品、役務、サービス生産者である。

2) カザフスタン共和国の法律に定める手順により個人事業主または法人として登記されている。

3. 本条第2項に記載された要求に適合している場合、補助的業種に従事しようとする事業者は経済特区管理会社に補助的業種従事許可の申請書を提出する。

申請書には補助的業種従事許可のための文書リストに基づき、書面および（または）電子媒体で文書を添付する。

第22条 補助的業種従事許可の根拠および手順

1. 補助的業種従事許可の申請書を受理した場合、経済特区管理会社は以下を行う。

1) 提出された書類が補助的業種従事許可のための文書リストに適合していることを確認する。

2) 補助的業種従事許可の申請書を申請登録簿に登録する。補助的業種従事許可の申請書が提出された日が申請登録日となる。

2. 提出された書類が補助的業種従事許可のための文書リストに適合している場合、経済特区管理会社は申請書登録日から3営業日以内に事業実施契約書を締結し、経済特区がその管轄区域内にある国庫歳入機関に対して経済特区内での補助的業種従事許可について通知する。

3. 経済特区内で補助的業種実施に従事しようとする者は当該の権利を取得するために、役務およびサービスの個々の種類の履行について経済特区管理会社との合意により経済特区入居者と契約を締結することができる。

4. 提出された書類が補助的業種従事許可のための文書リストに適合しない場合、経済特区管理会社は申請書登録日から3営業日以内に補助的業種従事許可の申請書を返却する。補助的業種従事許可の申請書の返却により、欠点を是正した後に再申請する権利が剥奪されるものではない。

第23条 経済特区内での公共サービスの提供

経済特区に電力、熱エネルギー、ガス、水を供給し、公共サービスを提供する納入業者は他の需要者に対するのと同様の、このようなサービスへのアクセスを保障しなければならない。

第24条 経済特区の廃止

1. 経済特区は当該経済特区が設置された際に定められた期限の満了時に廃止される。

2. 経済特区の廃止後、経済特区内の土地区画の二次使用（転貸借）権を付与された経済特区入居者はカザフスタン共和国の国境地域および国境地帯にある土地区画の提供に係る制限を考慮した上で、カザフスタン共和国土地法典に定める手順および根拠により当該の土地を購入する権利を有する。

その場合、当該経済特区領域は共和国レベルインダストリアル・ゾーンの地位を、その管理会社はインダストリアル・ゾーン管理会社の地位を、経済特区入居者および補助的業種従事者はインダストリアル・ゾーン入居者の地位を取得する。

第25条 経済特区入居権の譲渡

1. 本条においては、経済特区入居権とは経済特区入居者として登録され、経済特区入居者統一原簿に記載された法人が経済特区内で優先業種を行う権利と解釈する。

2. 経済特区入居権を有する法人が同様の権利を有する法人と合併する場合、経済特区入居権の再手続きは本条に定める手順によって行う。

経済特区入居権を有する法人と他の法人が合併する場合、経済特区入居権は本法第18条第3項または第4

項に基づき、合併の結果として新たに生じた法人について再手続きを行うものとする。

3. 経済特区入居権を有するある業種の法人が別の種類の法人として再編される場合、経済特区入居権は本条に定める手順により新たに生じた法人について再手続きされる。ただし、再編の結果として新たに生じた法人がその法組織形態の点で、経済特区で何らかの事業に従事することがカザフスタン共和国の法で禁止されている場合にはその限りではない。

4. 経済特区入居権を有する法人が他の法人に吸収される場合、経済特区入居権は本法第18条第3項または第4項に基づき、吸収の結果として新たに生じた法人について再手続きを行うものとする。

経済特区入居権を有する法人が同様の権利を有する他の法人に吸収される場合、経済特区入居権の再手続きは本条に定める手続きにより行う。

5. 経済特区入居権を有する法人から1つまたは複数の法人が分離する場合、経済特区入居権は本法第18条第3項または第4項に基づき、再編される法人の了解を得て、新たに設立された法人について再手続きを行うものとする。

6. 経済特区入居権を有する法人が分割される場合、経済特区入居権は本法第18条第3項または第4項に基づき、再編される法人の了解を得て、法人の分割の結果として新たに設立された法人について再手続きを行うものとする。

7. 本条第2項第1段、第3項、第4項第2段に定める場合における経済特区入居権の再手続きを行うには、新たに設立された法人が再編を証明する書類を添付して申請書を経済特区管理会社に提出しなければならない。

本条に定めるその他の場合における経済特区入居権の再手続きは、本法に定める要求を遵守すれば、容認される。

第4章 インダストリアル・ゾーンの設置および稼働

第26条 インダストリアル・ゾーンの種類

インダストリアル・ゾーンは国営のものと民営のものに分けられる。

国営インダストリアル・ゾーンは以下の種類に分けられる。

- 1) 共和国レベルインダストリアル・ゾーン
- 2) 地域レベルインダストリアル・ゾーン
- 3) 小規模インダストリアル・ゾーン。

第27条 インダストリアル・ゾーンに関する総則

1. 本条第2項に別段の定めがなければ、地域レベルインダストリアル・ゾーンとはその資金の全額または一部が地方予算によって賄われるインダストリアル・ゾーンをいう。

2. 共和国レベルインダストリアル・ゾーンとは以下のようなインダストリアル・ゾーンである。

1) その資金の全額または一部が共和国予算によって賄われることが予定されるインダストリアル・ゾーン

2) 本法第24条に基づき、経済特区の廃止後にその地位を取得する工業区。

3. 地方執行機関は本条第1項または第2項に定めるインダストリアル・ゾーンの設置時点から20営業日以内に統一調整センターにその旨を通知する。

4. 民営インダストリアル・ゾーンは自然人または非国営法人が自己資金、民間投資、借款によって設置する。

民営インダストリアル・ゾーンの境界線までのインフラ施設の建設（改修）資金の調達はカザフスタン共和国政府が定める手順で行われる。

その場合、民営インダストリアル・ゾーンの所有者である自然人または非国営法人はインダストリアル・

ゾーンの設置時点から20営業日以内にその旨を統一調整センターに通知する。

5. 小規模インダストリアル・ゾーンは小規模インダストリアル・ゾーン設置および稼働規則に基づいて設置され、稼働する。

この際、小規模インダストリアル・ゾーンはカザフスタン共和国の法律にしたがって中小企業主体に譲渡され、操業を開始した生産用およびその他の建屋（スペース）の域内に配置されるものとする。

6. 共和国レベルおよび地域レベルインダストリアル・ゾーンを設置するためにカザフスタン共和国の法律にしたがい、民間投資を誘致することができる。

7. インダストリアル・ゾーンとしての地位を利用して同区域内で行われるすべての取引は統一インダストリアル・ゾーン原簿にインダストリアル・ゾーンを登記した後に有効となる。

8. インダストリアル・ゾーン内での事業実施の許可はインダストリアル・ゾーン管理会社とインダストリアル・ゾーン入居者との間で締結された事業実施契約に基づいて行われる。

当該の契約は事業実施標準契約に基づいて作成される。インダストリアル・ゾーンのすべての入居者には、その種類に関係なく、各々の条件に基づいて締結された契約の安定性が保証される。

事業実施に係る標準契約書式にはすべての種類のインダストリアル・ゾーンにとって必須で不変の条件および双方の協議により変更されうる条件が定められている。

第28条 共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置手順

1. 共和国レベルインダストリアル・ゾーン設置に関する提案はフィージビリティスタディ報告書および構想書を添付して州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関が管轄機関に提出する。

2. 管轄機関は、共和国レベルインダストリアル・ゾーン設置に関する提案が提出されてから5営業日以内に共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置構想が経済特区およびインダストリアル・ゾーン設置構想に対する要求に適合しているかどうか検討する。構想を検討した結果に基づき、管轄機関は3営業日以内に構想書を専門評議会での審議に付する旨を地方執行機関に通知するか、または構想書が当該要求に適合しなかったことについて、その理由を付した通知を送付する。

専門評議会は共和国レベルインダストリアル・ゾーン設置に関する提案が提出されてから20営業日以内に結論書を作成する。

3. 専門評議会が肯定的な結論を出した場合、管轄機関は当該の結論が出てから5営業日以内に書面にて共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置に関する同意書を発行する。

当該同意書は州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関が共和国レベルインダストリアル・ゾーン設置に関する決定を採択する根拠となる。

4. 専門評議会が否定的な結論を出した場合、管轄機関は共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置に関する提案を却下する。

専門評議会は以下の場合に否定的な結論を採択する。

1) 共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置に経済的妥当性がない。

2) 共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置が国家経済政策の優先方針に適合しない。

3) 当該提案が環境保護の諸要求に適合しない。

4) 人間の生命および健康、自然保護区を保護する必要がある、歴史文化遺産が失われたり損傷したりする恐れがあり、国家安全保障への脅威が存在する。

管轄機関は、本項第2号に規定された根拠による理由を付した却下について、専門評議会の結論が採択されてから3営業日以内に州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関に対して書面でその旨を通知する。

共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置に関する提案が却下されることが、以後に同様の提案をすることを妨げるものではない。

5. 共和国レベルインダストリアル・ゾーン設置予定地の州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関が共和国レベルインダストリアル・ゾーンの設置に関する決定を採択した後、共和国レベルインダスト

リアル・ゾーン管理会社が設置または選定され、カザフスタン共和国土地法典に定める手順により当該インダストリアル・ゾーン設置用地が提供される。

6. 該当する地方執行機関は共和国レベルインダストリアル・ゾーン設置用地が提供された時点から10営業日以内にその旨を統一調整センターに通知する。

7. 本条の要求は共和国レベルインダストリアル・ゾーンが本法第24条に定める手順によって設置される場合には適用されない。

第29条 地域レベルインダストリアル・ゾーンの設置手順

1. 地域レベルインダストリアル・ゾーン設置に関する決定は州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関によって採択される。

決定の採択と並行して当該地方執行機関によって地域レベルインダストリアル・ゾーン設置構想が立案され、地方執行機関のウェブサイトに掲載される。

2. 地域レベルインダストリアル・ゾーン設置構想の内容には以下が含まれるものとする。

1) インダストリアル・ゾーン設置の目的

2) インダストリアル・ゾーンプロジェクト選定基準リスト

3) 環境に対する影響評価

4) 予想される財務・経済的、社会的影響

5) インダストリアル・ゾーンレイアウト

6) 構想で想定される施策が国家計画システムの文書に適合していることの詳細

7) 構成要素ごとおよび直接的最終結果達成の可能性の観点からの施策実現に対する資金調達規模の計算書

8) インダストリアル・ゾーンおよびそのインフラの発展計画草案。

3. 地域レベルインダストリアル・ゾーン設置に関する地方執行機関の決議書草案は必ず当該地域行政単位の民間評議会での審議に付されなければならない。

4. 地域レベルインダストリアル・ゾーン設置予定地の州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関が地域レベルインダストリアル・ゾーンの設置に関する決定を採択した後、地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社が設置または選定され、カザフスタン共和国土地法典に定める手順により用地確保の手続きが行われる。

5. 該当する地方執行機関は地域レベルインダストリアル・ゾーン設置用地が提供された時点から10営業日以内にその旨を統一調整センターに通知する。

第30条 民営インダストリアル・ゾーンの設置手順

1. 民営インダストリアル・ゾーンは以下の所有者である自然人または非国営法人によって設置される。

1) 民営インダストリアル・ゾーンの地位を取得した土地区画

2) 当該の区域で企業活動を行うために必要な、当該土地区画にあるインフラ施設。

2. 民営インダストリアル・ゾーンの所有者は州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関との間で、以下を含め、民営インダストリアル・ゾーンの設置構想について必ず合意しておかねばならない。

1) インダストリアル・ゾーン設置の目的

2) 環境に対する影響評価

3) 工業区レイアウト。

3. 州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関は、民営インダストリアル・ゾーン設置構想を入手してから10暦日以内に当該居住地の総合建設計画およびカザフスタン共和国の環境に関する法律の要求への適合性の観点から同構想を審査する。

4. 民営インダストリアル・ゾーン所有者は州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関との間で民営インダストリアル・ゾーン設置構想について合意した後、インダストリアル・ゾーン管理会社の機能を

担わせるべく、有限責任会社または株式会社の形で法人を登記するか、もしくはこれを選定する。

5. 民営インダストリアル・ゾーン所有者は民営インダストリアル・ゾーン管理会社を登記した時点から20営業日以内にこの旨を統一調整センターに通知する。

6. 民営インダストリアル・ゾーン管理会社は本法第27条第8項に基づき、民営インダストリアル・ゾーン入居者との間で事業実施契約を締結しなければならない。

第31条 インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更手順

1. インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更に関する提案は以下の要領で提出される。

1) 共和国レベルインダストリアル・ゾーンについては、州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関に提出する。

2) 地域レベルインダストリアル・ゾーンについては、インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更を望む自然人または法人が州、共和国レベル特別市および首都の該当する地方執行機関に提出する。

土地区画に関する権利証書が作成された後、州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関は当該の変更について統一調整センターに通知する。

2. 民営インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更はその所有者の決定により、カザフスタン共和国土地法典にしたがって行われる。土地に関する権利証書が作成された後、民営インダストリアル・ゾーンの所有者は当該の変更について統一調整センターに通知する。

3. インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更に関する提案書には以下を添付する。

1) 根拠および財務・経済計算書が添付された、提案される変更の構想書

2) 環境への影響評価。

4. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更の妥当性は当該提案が提出された日から20営業日以内に審議される。この期限が満了した後、当該提案の発議者にはインダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更に関する提案の審議総括結論書が送付される。

5. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更が州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関によって承認された場合、カザフスタン共和国土地法典にしたがい、インダストリアル・ゾーンの所在地で土地区画の手続きが行われる。

6. 民営インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積を変更する決定は所有者が下す。

第32条 インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案却下の根拠

1. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案は以下の場合に却下される場合がある。

1) インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案が国家経済政策の優先方針に適合しない。

2) インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案が環境保護の諸要求に適合しない。

3) 人間の生命および健康、自然保護区を保護する必要がある、歴史文化遺産が失われたり損傷したりする恐れがあり、国家安全保障への脅威が存在する。

4) インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案に妥当性がない。

2. 民営インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更の際し、以下の場合に地方執行機関が土地区画の変更に係る権利証書の作成手続きを拒否することがある。

1) インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更提案が環境保護の面での要求に適合しない。

2) 人間の生命および健康、自然保護区を保護する必要がある、歴史文化遺産が失われたり損傷したりする恐れがあり、国家安全保障への脅威が存在する。

3) 民営インダストリアル・ゾーンの地位の適用を計画していた土地区画に対する申請発議者の所有権の存在を証明する権利証書がない。

4) 民営インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更によって、民営インダストリアル・ゾーンの一部が配置されることになる土地区画の所有者（土地使用者）の合意が得られていない。

3. インダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更に関する提案が却下されることにより、以後にインダストリアル・ゾーンの境界線および（または）面積の変更に関する提案を行うことが妨げられるものではない。

第33条 インダストリアル・ゾーンの稼働条件

1. 共和国レベルおよび地域レベルインダストリアル・ゾーンは国有地であって、カザフスタン共和国土地法典にしたがい土地使用に供されていない土地区画に20年以上の期限で設置される。

2. 本条第1項に記載されたインダストリアル・ゾーンの稼働期間は地方執行機関の決定により延長される場合がある。

3. 国有地であって、インダストリアル・ゾーンが設置される土地区画はカザフスタン共和国土地法典にしたがい、管理会社に対して、インダストリアル・ゾーン設置期限にわたって一時的な有償の土地使用（賃貸借）に提供される。

管理会社は本法にしたがい、事業実施契約に基づいて共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの入居者に土地区画を引き渡す。

ただし、インダストリアル・ゾーン入居者に提供するための土地区画の分割はインダストリアル・ゾーン管理会社が行う。これに際して選択的アプローチを採用してはならない。

民営インダストリアル・ゾーンを配置するために使用される土地区画に対する一時使用（賃貸借）権は土地区画の所有者が定める期限で民営インダストリアル・ゾーン管理会社に供与される。

土地区画は入居者とインダストリアル・ゾーン管理会社との間で締結された、私有地であって、インダストリアル・ゾーンが設置される土地区画の一時的二次使用（転貸借）契約に定める期限にわたって民営インダストリアル・ゾーン入居者に提供される。

事業実施契約に基づき、管理会社はインダストリアル・ゾーン入居者のプロジェクトの実施のために、プロジェクトに定める段階に応じて想定された土地区画の一部を確保しなければならない。その場合、当該の契約を締結したインダストリアル・ゾーン入居者の同意を得ることなく、このような形で確保された土地区画が他の者に譲渡され、あるいは別の形で管理会社によって手放されてはならない。ただし、当該入居者がプロジェクトの段階的実施に係る義務を履行しなかった場合にはその限りではない。

経済特区またはインダストリアル・ゾーンの管理会社による経済特区またはインダストリアル・ゾーンの入居者間での土地区画の配分に関する規則を参照。

4. 国有地であって、一時的な有償の土地使用（賃貸借）に提供された土地区画に国家予算を全面的にまたは一部投入して整備されたインフラ施設はカザフスタン共和国の法律にしたがい、インダストリアル・ゾーン管理会社に賃貸借または信託管理のために、また資本金の補填分として引き渡すことができる。

インダストリアル・ゾーン管理会社は、国有地であって、信託管理契約または賃貸借契約に定める条件で一時的な使用（賃貸借）に提供された土地区画において国家予算を全面的にまたは一部投入して整備されたインフラ施設をインダストリアル・ゾーン入居者に賃貸または転貸することができる。

5. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンが設置される土地区画には国家予算および（または）カザフスタン共和国の法律で禁止されていないその他の財源によりインフラ施設が整備されていなければならない。

国家予算によるインフラ施設の建設または改修への資金供与手順はカザフスタン共和国予算法に規定する。インダストリアル・ゾーン入居者は提供された土地区画に自己資金で必要なインフラ施設の建設を行うこ

とができる。当該施設の建設はインダストリアル・ゾーン管理会社の同意を得て行う。

6. 私有地内に所在する民間インダストリアル・ゾーンが設置される土地区画は、インダストリアル・ゾーンが設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）契約に基づき、その所有者から管理会社に対して一時的な使用（賃貸借）または無償での一時的な使用のために引き渡される。その後、インダストリアル・ゾーン管理会社からインダストリアル・ゾーン入居者に対して、民間インダストリアル・ゾーンが設置される私有地内の土地区画の一時的な二次使用（転貸借）契約に基づき、一時的な使用（賃貸借）または無償での一時的な使用のために引き渡される。

土地区画の所有者は本法の要求に基づき、民間インダストリアル・ゾーン内で管理会社の設立人および（または）民間インダストリアル・ゾーン入居者として事業を行うことができる。その場合、民間インダストリアル・ゾーンが設置される私有地内の土地区画の一時的な使用（賃貸借）契約は土地区画所有者とは締結されない。

7. 本条第6項の規定は本法が施行される前に設置された民間インダストリアル・ゾーンの入居者の私有地にある土地区画には適用されない。

8. インダストリアル・ゾーン内では国家およびその他のサービスの提供にあたり、以下を保障する「ワン・ウィンドウ」原則が適用される。

- 1) 国家およびその他のサービスの適時かつ質の高い提供
- 2) 提供される国家およびその他のサービスに関する情報支援の提供。

9. 「ワン・ウィンドウ」原則による国家サービスはカザフスタン共和国の法律にしたがい、共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン内で国営公社「市民のための政府」が提供する。

「ワン・ウィンドウ」原則によるその他のサービスの提供は当該インダストリアル・ゾーン管理会社が行ってもよい。

第34条 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン入居者としての事業の実施

1. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン入居者の活動は事業実施契約に基づいて行われ、それを締結するために申請人は、経済特区またはインダストリアル・ゾーンのためのプロジェクト選定規則および基準にしたがって、共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社に対して申請書を提出する。

2. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社は、然るべき地域調整評議会が当該申請人のインダストリアル・ゾーンへの参入認可に関して肯定的な決定を採択することを条件に入居候補者と事業実施契約を締結する。

3. 以下の場合、事業実施契約の効力は停止する。

- 1) 事業実施契約の期限が満了したか、または期限前に破棄された場合
- 2) 本法、カザフスタン共和国民法または事業実施契約に定める、その他の場合。

4. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社は、インダストリアル・ゾーン入居者が事業実施契約に定める重要な条件に違反した場合、事業実施契約を破棄する。インダストリアル・ゾーン入居者による義務不履行が発覚した場合、経済特区またはインダストリアル・ゾーン入居者による事業実施契約に定める義務の不履行に関する調書が作成される。

共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社は、インダストリアル・ゾーン入居者に対して事業実施契約に定める義務の不履行および60暦日以内に違反を是正する必要性について通告する。

インダストリアル・ゾーン入居者が当該違反の是正措置を講じなかった場合、インダストリアル・ゾーン管理会社は10営業日以上前までにインダストリアル・ゾーン入居者に対して事業実施契約および（または）土地区画の一時的二次使用（転貸借）契約の破棄を通知する。

5. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン入居者はカザフスタン共和国土地法典に定める手順および根拠に基づき、土地区画を購入し、自己所有にする権利を有する。

第35条 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの廃止

1. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンは当該インダストリアル・ゾーンが設置された際に定められた期限の満了時に廃止される。

共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの有効期限は州、共和国レベル特別市および首都の地方執行機関の当該インダストリアル・ゾーン設置に関する然るべき決定によって定められる。

2. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンの廃止後、インダストリアル・ゾーン内の土地区画の二次使用（転貸借）権を与えられたインダストリアル・ゾーン入居者は、カザフスタン共和国の国境地域および国境地帯にある土地区画の提供に係る制限を考慮した上で、カザフスタン共和国土地法典に定める手順および根拠により当該の土地を購入する権利を有する。

共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン入居者が共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンが廃止される時点で不動産施設および（または）それと関連する建屋（施設）の建設を完了していなかった場合、地方執行機関により3年以下の期限で一時的有償土地使用（賃貸借）権を与えられる。

3. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーンが廃止された時点で、インダストリアル・ゾーン入居者との間で締結された事業実施契約はその効力を停止する。

廃止されるインダストリアル・ゾーンの管理会社はカザフスタン共和国民法にしたがい、清算されなければならない。

第5章 統一調整センター

第36条 統一調整センター

1. 統一調整センターは経済特区およびインダストリアル・ゾーンの活動の調整を行う法人である。

2. 統一調整センターの課題は経済特区およびインダストリアル・ゾーンの投資上の魅力の発展、推進および向上である。

3. カザフスタン共和国における経済特区およびインダストリアル・ゾーンの効率的かつ安定した発展のために、統一調整センターはカザフスタン共和国の法律で禁止されていない財源を誘致し、利用することができる。

4. 統一調整センターは自らの活動について管轄機関に対して報告の義務を負う。

統一調整センター幹部の任命および罷免は管轄機関によって行われる。

第37条 統一調整センターの権限

統一調整センターの権限は以下の通りである。

1) 経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者の登録、経済特区およびインダストリアル・ゾーンのインフラの資金調達および発展の問題に関する国家機関、経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社の出資者（株主）、経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社、経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者との連携

2) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフスタン共和国の法律の改善に係る提案の管轄機関への提出

3) 経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社資本金のうち、国家に帰属する出資分の信託管理

4) 経済特区入居者統一原簿の管理

5) 経済特区入居者としての登録を証明する証明書の発行

6) インダストリアル・ゾーン入居者統一原簿の管理

7) 経済特区およびインダストリアル・ゾーン内における事業実施契約条件履行のモニタリング

8) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンのインフラ施設の状態のモニタリング

9) 発展戦略で設定された目標指標の経済特区またはインダストリアル・ゾーン管理会社による達成状況のモニタリング

10) 経済特区およびインダストリアル・ゾーンの発展および推進に係る、以下のサービスの提供。

－経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社における管理、内部ビジネスプロセスおよび社内文書のモデルの作成および導入

－経済特区およびインダストリアル・ゾーン発展戦略、経済特区およびインダストリアル・ゾーンのためのプロジェクト選定基準の立案、経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社の資金調達計画、経済特区およびインダストリアル・ゾーン資金調達計画（予算編成および統合）の立案に関する勧告書（提案）の策定

－経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社の職員の研修

－市場分析の実施および経済特区およびインダストリアル・ゾーン管理会社に対する経済特区およびインダストリアル・ゾーンのマーケティング戦略立案に関するコンサルティング

－目的別マーケティングの実施

－プロジェクトの分析の実施

－我が国の経済特区およびインダストリアル・ゾーンの国際市場への進出の支援

－経済特区およびインダストリアル・ゾーンの入居候補者への情報支援

－経済特区およびインダストリアル・ゾーンへの潜在的投資家誘致の支援

11) 管轄機関の戦略文書の目標指標の達成への支援。

第6章 経済特区の管理

第38条 経済特区管理会社の設立

1. 経済特区設置に関するカザフスタン共和国政府の決定が施行された後、カザフスタン共和国政府または州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関は、株式会社または有限責任会社としての組織・法的形態により経済特区管理会社を設立する、および（または）設立へ参加する旨の決定を下す。

2. 経済特区が設置される場合に管理会社の設立人となる者は以下の通りである。

1) カザフスタン共和国政府

2) 州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関。

管理会社は、外国またはカザフスタン共和国で経済特区を運営した経験を有する外国法人を含む、非国営法人が、株式会社に関するカザフスタン共和国の法律に定める特異事項を考慮した上で、出資して設立することもできる。

この際、設立された管理会社の資本金のうちの国家の出資比率（議決権株式）は26%以下でなければならない。

外国法人を含む非国営法人に対して、国が保有する株式会社の株式パッケージまたは有限責任会社の資本金の出資比率を売却する手順はカザフスタン共和国法「国家資産について」第105条に定める。

管理会社の資本金のうち、国家に帰属する出資分（議決権株式）は統一調整センターに信託管理のために引き渡すことができる。

3. 管理会社の資本金における国家の出資比率（議決権株式）が26%以下であることを条件に、経済特区管理会社として外国法人を含む非国営法人を選定することができる。

カザフスタン共和国政府によって選定された管理会社の資本金の出資比率（株式）の国家への譲渡はカザフスタン共和国の国家資産についての法律に定める手順にしたがう。

4. 管轄機関は非国営法人が出資した経済特区管理会社との間で経済特区管理会社の機能の然るべき履行に関する契約を締結する。

5. 管理会社が機能の然るべき履行に関する契約の枠内で管理会社に負託された義務を履行しなかった場

合、管轄機関はカザフスタン共和国民法典にしたがい、契約を破棄することができる。

6. 経済特区管理会社の設立人の決定により、1つの管理会社がいくつかの経済特区で稼働することも認められる。

7. 経済特区管理会社はインダストリアル・ゾーンの運営を同時に行うことができる。

8. 管理会社の第1回設立総会（設立契約書の調印、単独設立人の決議）は管理会社設立への国家の出資に関するカザフスタン共和国政府の決定が採択された日から30暦日以内に開催しなければならない。

9. 経済特区管理会社はカザフスタン共和国法「法人の国家登記ならびに支社および代表部の登記記録について」に定める手順にしたがい、経済特区所在地にて登記を行う。

10. 管理会社の取締役会（監査委員会）メンバーとして、株主（出資者）はカザフスタン共和国企業家会議所から推薦された人物の中から、その役職上、管理会社の取締役会戦略計画委員会を率いる（監査委員会議長である）独立取締役（監査委員会メンバー）および統一調整センターから推薦された人物の中から独立取締役（監査委員会メンバー）を選出する。

11. 管轄機関は経済特区管理会社と契約を締結し、管理会社はその枠内で経済特区管理会社の機能を然るべく履行し、重要指標を達成する義務を負うものとする。

12. 経済特区管理会社は設立または選定された日から2カ月以内に管轄機関との合意により毎年の目標指標を含む、3年間にわたる経済特区発展戦略を承認する。

当該の戦略は経済特区発展の推移を考慮しつつ、3年ごとに再承認する。

それ以降に招致された経済特区管理会社は以前に承認された経済特区発展戦略に基づいて活動を行う。

第39条 経済特区管理会社の機能

経済特区管理会社の機能には以下が含まれる。

- 1) 経済特区の稼働に係る諸問題での国家機関との連携
- 2) 優先業種を行う経済特区入居者および補助的事業従事者に対する、一時的な有償土地使用（賃貸借）、二次土地使用（転貸借）、インフラ施設の一時使用（賃貸借）または一時的な二次使用（転貸借）および賃貸または転貸借への提供
- 3) 事業実施契約の締結および破棄
- 4) 経済特区入居者の年次報告に基づき、管轄機関が定める手順により経済特区の活動実績に関する報告を管轄機関および統一調整センターに提出すること
- 5) 経済特区の入居候補者の募集
- 6) インフラ施設建設および経済特区のその他の事業実施のための投資の誘致
- 7) 経済特区入居者に引き渡されなかった土地区画での、承認済みのフィージビリティスタディに基づくインフラ施設の建設の実施
- 8) 「ワン・ウィンドウ」原則による国営公社「市民のための政府」が機能するための受付場所の設営
- 9) 事業実施契約条件の履行状況のモニタリング
- 10) 経済特区における新しい生産施設の創出に関するマーケティング調査の実施
- 11) 経済特区の発展および推進に係る施策の実施
- 12) 経済特区の入居候補者、申請人、経済特区入居者と国家機関、民間企業主体連合組織の代表者との面談の手配を含む、経済特区の入居候補者、申請人、経済特区入居者への情報支援
- 13) 経済特区での工業イノベーションプロジェクトおよび投資プロジェクトの実現のための投資誘致
- 14) 国家サービスを受ける際の国家機関との連携、およびその他のサービスを受ける際のその他の組織との連携を含め、「ワン・ウィンドウ」原則による経済特区の入居候補者、申請人、経済特区入居者との連携および業務の実施、当該原則実施の枠内における経済特区入居者の利益の代表
- 15) 公共サービス、ロジスティクスおよび保守サービスの提供
- 16) 官民パートナーシッププロジェクトへの参加
- 17) ビジネスプラン、フィージビリティスタディ、設計見積書およびその他の設計書類作成に係るサービ

スの提供

- 18) 経済特区内における建設据付作業の実施および経済特区入居者への当該サービスの提供
- 19) 経済特区内の整備および維持に係る業務の実施
- 20) 経済特区入居者へのコンサルティングおよびマーケティングサービスの提供
- 21) 経済特区内に建設されるインフラ施設および事業用施設に係る建築、都市計画および建設事業分野での技術監査の実施およびエンジニアリングサービスの提供
- 22) カザフスタン共和国の法律に抵触しない、その他の機能。

第40条 経済特区管理会社の運営責任者の選任

1. 経済特区管理会社がカザフスタン共和国政府または地方執行機関により設置される場合、カザフスタン共和国政府が経済特区を設置する決定を採択した日から60暦日以内に、管轄機関が関連国家機関および統一調整センターと共同で行った競争選抜の結果に基づき、経済特区管理会社の経営者が任命される。

2. 競争選抜委員会の肯定的な決定は競争選抜で選ばれた者と労働契約を締結する上での根拠となる。

競争選抜委員会の肯定的な決定が得られた場合、統一調整センターは競争選抜の結果が判明した日から10暦日以内に、管理会社取締役会の会議に競争選抜で選ばれた者を管理会社経営者の職務に任命する提案を提出する。

管理会社の取締役会により（単独設立人または参加者総会の決議により）、競争選抜で選ばれた者との労務契約締結の決定が下され、その契約には事業の重要指標が記載されなければならない。

3. 事業の重要指標が達成されない場合には、それが経済特区管理会社経営者との労務関係を停止する根拠となる。

4. 管理会社の初代経営者が事業の重要指標を達成しなかった場合、管轄機関は労務契約破棄の提案を取締役会の審議に付する。

取締役会が当該管理会社との労務契約破棄に関して然るべき措置を講じなかった場合、経済特区管理会社の機能の然るべき履行に関する契約は破棄される。

第41条 経済特区入居者の権利および義務

1. 経済特区入居者は以下の権利を有する。

1) カザフスタン共和国法に定める法的保護の保証、税制およびその他の優遇措置を受ける。

2) カザフスタン共和国土地法典および本法に定める手順により土地区画を取得し、優先業種を行うためのインフラ施設を建設する。

3) 事業実施契約に、統一技術プロセスに含まれ、経済特区設置の目的および優先業種に適合する業種を定める。

4) 優先業種を実施する過程で補助的業種に従事する者を招致する。

5) 補助的業種を選定する。

6) カザフスタン共和国法に定めるその他の権利を行使する。

2. 経済特区入居者は以下の義務を負う。

1) 経済特区管理会社に対して自らの活動に関する年次報告書を提出する。

2) カザフスタン共和国の法および事業実施契約に定める義務を誠実かつ然るべき形で履行する。

第42条 経済特区内での事業実施契約条件の履行状況のモニタリング

経済特区内での事業実施契約条件の履行状況のモニタリングは以下の形で行われる。

— 一次文書および経済特区入居者の年次報告書に基づき、事業実施契約を履行する枠内で経済特区管理会社が常時行う。

— 本法にしたがって、経済特区管理会社から報告書の形で提供された情報および経済特区入居者に関する情報に基づき、州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関および統一調整センターが行う。

第43条 経済特区管理会社の活動資金の調達

経済特区管理会社の活動資金は以下を財源とする。

- 1) 管理会社が経済特区入居者に提供するサービスに対する報酬
- 2) 目的別借入による資金調達
- 3) インフラ施設、土地区画、その他の資産の賃貸および転貸からの収入
- 4) 資本金への補填として投入された資金
- 5) 公的予算からの資金
- 6) カザフスタン共和国法によって禁止されていない、管理会社のその他の事業収入。

本条第1段第5号は資本金（株式）の100%が国家に帰属する経済特区管理会社に関してのみ適用される。

第7章 インダストリアル・ゾーンの管理

第44条 インダストリアル・ゾーン管理会社の設立

1. 国営インダストリアル・ゾーン設置に関する地方執行機関の決定が施行された後、地方執行機関はインダストリアル・ゾーン管理会社の設立および（または）設立への参加に関する決定を採択する。インダストリアル・ゾーン管理会社の組織・法的形態は、民営インダストリアル・ゾーンの管理会社を除き、株式会社または有限責任会社とする。

2. インダストリアル・ゾーン管理会社の設立人となる者は以下の通りである。

- 1) 共和国レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の場合、カザフスタン共和国政府
- 2) 共和国レベルまたは地域インダストリアル・ゾーン管理会社の場合、州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関
- 3) 本法に基づく、民営インダストリアル・ゾーンの所有者。

3. 共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社は、外国またはカザフスタン共和国でインダストリアル・ゾーンを運営した経験を有する外国法人を含む、非国営法人が、株式会社に関するカザフスタン共和国の法律に定める特異事項を考慮した上で出資して設立することもできる。

その場合、設立された管理会社の資本金のうちの国家の出資比率（議決権株式）は26%以下でなければならない。

外国法人を含む非国営法人に対して、国が保有する株式会社の株式パッケージまたは有限責任会社の資本金の出資比率を売却する手順はカザフスタン共和国法「国家資産について」第105条に定める。

管理会社の資本金のうち、国家に帰属する出資比率（議決権株式）は統一調整センターに信託管理のために引き渡すことができる。

4. 管理会社の資本金における国家の出資比率（議決権株式）が26%以下であることを条件に、インダストリアル・ゾーン管理会社として外国法人を含む非国営法人を選定することができる。

カザフスタン共和国政府によって選定された管理会社の資本金への出資比率（株式）の国家への譲渡はカザフスタン共和国の国家資産についての法律に定める手順にしたがう。

5. インダストリアル・ゾーン管理会社はカザフスタン共和国法「法人の国家登記ならびに支社および代表部の登記記録について」に定める手順にしたがい、インダストリアル・ゾーン所在地にて登記を行う。

6. インダストリアル・ゾーン管理会社の設立人の決定により、1つの管理会社がいくつかのインダストリアル・ゾーンで稼働することも認められる。

7. 共和国レベルおよび地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の運営責任者の選任は州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関が行う。

ただし、共和国レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の運営責任者の選任は管轄機関の同意を得て行う。

8. インダストリアル・ゾーン管理会社は設立または選定された日から2カ月以内に、毎年の目標指標を

含む、3年間にわたる共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン発展戦略を承認する。

当該の戦略は共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン発展の推移を考慮しつつ、3年ごとに再承認する。

共和国レベルインダストリアル・ゾーン発展戦略は管轄機関の同意を得るものとし、地域レベルインダストリアル・ゾーン発展戦略は地方執行機関の同意を得るものとする。

それ以降に招致されたインダストリアル・ゾーン管理会社は以前に承認されたインダストリアル・ゾーン発展戦略に基づいて活動を行う。

9. 共和国レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の初代経営者が事業の重要指標を達成しなかった場合、管轄機関は労務契約破棄の提案を取締役会の審議に付する。

取締役会が当該管理会社との労務契約破棄に関して然るべき措置を講じなかった場合、インダストリアル・ゾーン管理会社の機能の然るべき履行に関する契約は破棄される。

10. 地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の初代経営者が事業の重要指標を達成しなかった場合、地方執行機関は労務契約破棄の提案を取締役会の審議に付する。

取締役会が当該管理会社との労務契約破棄に関して然るべき措置を講じなかった場合、インダストリアル・ゾーン管理会社の機能の然るべき履行に関する契約は破棄される。

第45条 インダストリアル・ゾーン管理会社の機能

インダストリアル・ゾーン管理会社の機能は以下の通りである。

- 1) インダストリアル・ゾーンの稼働に係る諸問題での国家機関との連携
- 2) インダストリアル・ゾーン入居者に対する土地区画の提供およびインフラ施設の賃貸または転貸への提供
- 3) 事業実施契約の締結および破棄
- 4) インダストリアル・ゾーン入居者の年次報告に基づき、管轄機関が定める手順によりインダストリアル・ゾーンの活動実績に関する報告を管轄機関および統一調整センターに提出すること
- 5) インダストリアル・ゾーンの入居候補者の募集
- 6) インフラ施設建設およびインダストリアル・ゾーンのその他の事業実施のための投資の誘致
- 7) インダストリアル・ゾーン入居者に引き渡されなかった土地区画での、承認済みの設計見積書に基づくインフラ施設の建設の実施
- 8) 「ワン・ウィンドウ」原則による国営公社「市民のための政府」およびその他のインダストリアル・ゾーン入居者のためのサービスを提供する団体が機能するための受付場所の設営
- 9) 事業実施契約条件の履行状況のモニタリング
- 10) インダストリアル・ゾーンにおける新しい生産施設の創出に関するマーケティング調査の実施
- 11) インダストリアル・ゾーンの発展および推進に係る施策の実施
- 12) インダストリアル・ゾーンの入居候補者、申請人、インダストリアル・ゾーン入居者と国家機関、民間企業主体連合組織の代表者との面談の手配を含む、インダストリアル・ゾーンの入居候補者、申請人、インダストリアル・ゾーン入居者への情報支援
- 13) インダストリアル・ゾーンでの工業イノベーションプロジェクトおよび投資プロジェクトの実現のための投資誘致
- 14) 「ワン・ウィンドウ」原則によるインダストリアル・ゾーンの入居候補者、申請人、インダストリアル・ゾーン入居者との連携および業務の実施
- 15) 公共サービス、ロジスティクスおよび保守サービスの提供
- 16) 官民パートナーシッププロジェクトへの参加
- 17) ビジネスプラン、フィージビリティスタディ、設計見積書およびその他の設計書類作成に係るサービスの提供
- 18) インダストリアル・ゾーン内における建設据付作業の実施およびインダストリアル・ゾーン入居者へ

の当該サービスの提供

- 19) インダストリアル・ゾーン内の整備および維持に係る業務の実施
- 20) インダストリアル・ゾーン入居者へのコンサルティングおよびマーケティングサービスの提供
- 21) インダストリアル・ゾーン内に建設されるインフラ施設および事業用施設に係る建築、都市計画および建設事業分野での技術監査の実施およびエンジニアリングサービスの提供
- 22) 国家サービスを受ける際の国家機関との連携、およびその他のサービスを受ける際のその他の組織との連携を含め、「ワン・ウィンドウ」原則実施の枠内におけるインダストリアル・ゾーン入居者の利益の代表
- 23) カザフスタン共和国法に抵触しない、その他の機能。

第46条 インダストリアル・ゾーン入居者の権利および義務

1. インダストリアル・ゾーン入居者は以下の権利を有する。
 - 1) カザフスタン共和国法に定める法的保護を保証される。
 - 2) カザフスタン共和国土地法典および本法に定める手順により土地区画を取得し、インダストリアル・ゾーン内で事業を行うためのインフラ施設を建設する。
 - 3) カザフスタン共和国法に定めるその他の権利を行使する。
2. インダストリアル・ゾーン入居者は以下の義務を負う。
 - 1) インダストリアル・ゾーン管理会社に対して自らの活動に関する年次報告書を提出する。
 - 2) カザフスタン共和国の法および事業実施契約に定める義務を誠実かつ然るべき形で履行する。

第47条 インダストリアル・ゾーン内での事業実施契約条件の履行状況のモニタリング

事業実施契約条件の履行状況のモニタリングは以下の形で行われる。

- 一次文書およびインダストリアル・ゾーン入居者の年次報告書に基づき、インダストリアル・ゾーン管理会社が事業実施契約を履行する枠内で常時行う。
- 本法にしたがって、インダストリアル・ゾーン管理会社から報告書の形で提供された情報およびインダストリアル・ゾーン入居者に関する情報に基づき、州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関および統一調整センターが行う。

第48条 インダストリアル・ゾーン管理会社の活動資金の調達

インダストリアル・ゾーン管理会社の活動資金は以下を資金源とする。

- 1) 管理会社がインダストリアル・ゾーン入居者に提供するサービスに対する報酬
- 2) 目的別借入による資金調達
- 3) インフラ施設、土地区画、その他の資産の賃貸および転貸からの収入
- 4) 資本金への補填として投入された資金
- 5) 公的予算からの資金
- 6) カザフスタン共和国法によって禁止されていない、インダストリアル・ゾーン管理会社のその他の事業収入。

本条第1段第4号および第5号は資本金（株式）の100%が国家に帰属するインダストリアル・ゾーン管理会社に関してのみ適用される。

第49条 インダストリアル・ゾーン管理会社の清算

インダストリアル・ゾーン管理会社の自発的な清算に関する決定は出資者（株主）総会で採択され、同総会はカザフスタン共和国の法にしたがい、債権者との合意により、その管理下で清算の手順を決定する。

第8章 経済特区の特別法制ならびに経済特区およびインダストリアル・ゾーンの稼働条件

第50条 経済特区の特別法制

経済特区内では特別法制が適用される。この法制は、本法、カザフスタン共和国税法、関税法、土地法、および住民の雇用に関するカザフスタン共和国の法にしたがい、経済特区入居者のために経済特区が稼働するための諸条件の全体を指す。

第51条 経済特区入居者および管理会社、インダストリアル・ゾーン管理会社への課税

経済特区入居者および管理会社、インダストリアル・ゾーン管理会社にはカザフスタン共和国税法に基づき、税制優遇措置が適用される。

第52条 経済特区における関税規制

1. 経済特区またはその一部では自由関税区域の関税手続が適用される。

経済特区内で自由関税区域の関税手続が適用される範囲の境界線は、経済特区の設置に関するカザフスタン共和国政府決定にしたがって決定される。

2. 自由関税区域の関税手続はユーラシア経済連合の関税法および（または）カザフスタン共和国関税法にしたがって適用される。

3. 経済特区の領域はユーラシア経済連合の関税領域の一部である。

4. 自由関税区域の関税手続が適用される経済特区の領域は税関検査区域である。

自由関税区域の関税手続が適用される経済特区における税関検査は、ユーラシア経済連合の関税法および（または）カザフスタン共和国関税法にしたがって国庫歳入機関が行う。

第53条 自由関税区域の関税手続が適用される商品

自由関税区域の関税手続が適用され、経済特区内に持ち込まれる商品には、ユーラシア経済連合の関税に関する法律および（または）カザフスタン共和国の関税に関する法律に定める手順および条件により自由関税区域の関税手続が適用されるとともに、関税、税金および非関税規制措置を適用するためにユーラシア経済連合の関税領域外にあるものとみなされる。

第54条 経済特区またはインダストリアル・ゾーンでの就労のための外国人労働者の招致

経済特区またはインダストリアル・ゾーンでの就労のための外国人労働者の招致は住民の雇用に関するカザフスタン共和国の法律にしたがって行われる。

第55条 経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者の法的保護の保証

1. 経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者にはカザフ共和国憲法、本法およびその他のカザフスタン共和国の法規文書、ならびにカザフスタン共和国が批准した国際条約が保障する権利および利益の保護が保証される。

2. 経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者の資産を国家の必要のために強制収用（国有化、徴発）することは、カザフスタン共和国の法に定める例外的な場合に、同法に定める手順により許容される。

3. 経済特区およびインダストリアル・ゾーン入居者は、カザフスタン共和国の税法に基づき税金およびその他の課徴金を納付した後、収入を自分の裁量で使うことができる。

第56条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンにおける官民パートナーシップ

経済特区およびインダストリアル・ゾーンにおける官民パートナーシップは官民パートナーシップに関するカザフスタン共和国の法律にしたがって行われる。

第9章 最終規定および移行期規定

第57条 経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフ共和国法の違反に対する責任

経済特区およびインダストリアル・ゾーンに関するカザフ共和国の法律に違反した場合にはカザフ共和国の法に定める責任が伴う。

第58条 移行期規定

1. 本法が施行される前に設置された経済特区は、カザフスタン共和国政府の決定が採択されるまでその地位を保持する。

情報通信技術およびイノベーション技術分野の経済特区入居者にとって、経済特区内での以下の業種の事業を実施するという要求は2028年1月1日までは義務的な条件ではない。

1) データベースおよびハードウェアの設計、開発、導入および生産、ソフトウェアの設計、開発、導入および生産（試験サンプルを含む）

2) サーバー情報通信設備を使用した電子データの保存および処理サービス（データセンターサービス）

3) 情報通信技術分野におけるプロジェクトの立案および導入に係る研究開発の実施。

2. 州、共和国レベル特別市、首都の地方執行機関の決定によって設置されたインダストリアル・ゾーンは本法が施行されるまで自らの地位を保持する。ただし、当該インダストリアル・ゾーンの設置に関する決定を採択した地方執行機関は本法が施行された日から30営業日以内に、本法第27条第1項および第2項に定める基準に基づき、インダストリアル・ゾーンの種類選定に関する決定を採択しなければならない。

本項第1段に定める手順によりインダストリアル・ゾーンの種類選定に関する決定が採択された後、インダストリアル・ゾーン管理会社の機能を事実上担っている法人は共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン管理会社の地位を取得する。

本項第2段に定める法人との契約に基づいて、当該インダストリアル・ゾーンで企業活動施設を設置し、運用している個人事業主および法人は、共和国レベルまたは地域レベルインダストリアル・ゾーン入居者の地位を取得する。

3. 本条第2項に定めるインダストリアル・ゾーン管理会社と入居者との間で締結され、インダストリアル・ゾーンにおける事業実施条件、双方の権利、義務および責任について定めた契約は事業実施契約の地位を取得し、同契約に定めた期限までその効力を保持する。それ以降の事業実施契約の締結は本法に定める手順によって行う。

4. 株式会社「国際国境協力センター『ホルゴス』」との間で、境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区のために想定された業種の事業実施を直接的な用途とする施設の建設に係る事業実施契約を当該経済特区が設置される前に締結していた者は、本法が施行された日以降は、境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区の入居者と認定される。

本項第1段に記載された者は、本法が施行された日から6カ月以内に、境界線がユーラシア経済連合の関税領域の境界線と完全にまたは部分的に合致する経済特区の入居者に課されるカザフスタン共和国の法の要求に自らの活動を適合させなければならない。

5. 本法が施行される前に事業実施契約を締結した経済特区入居者は、事業実施契約の有効期限が満了するまでは経済特区入居者としての地位を保持して、事業を行う。ただし、その期限は、本法が施行される前に経済特区の設置に関する然るべき文書に定めた経済特区の有効期限を超えないものとする。

第59条 本法の施行手順

1. 本法は第1回目の公布日から10暦日が経過した後に施行される。

2. 2011年7月21日付カザフスタン共和国法「カザフスタン共和国における経済特区について」が失効したことを認定する（カザフスタン共和国議会公報—2011年第15号、掲載番号119；2012年第2号、掲載番号

14；第21～22号、掲載番号124；2013年第3号、掲載番号19；第15号、掲載番号81；第21～22号、掲載番号114；2014年第11号、掲載番号63；第19-I号、19-II号、掲載番号96；第21号、掲載番号122；第23号、掲載番号143；2015年第19-I号、掲載番号99；第20-IV号、掲載番号113；第20-VII号、掲載番号117；第22-II号、掲載番号145；第22-V号、掲載番号156、158；2017年第14号、掲載番号51；第22-III号、掲載番号109；第23-III号、掲載番号111；2018年第10号、掲載番号32）。

カザフスタン共和国大統領

K.トカエフ

ヌルスルタン、アコルダ、2019年4月3日

第242-VI ZRK号